

## (1)学校経営の基本方針

### 全ての子ども達・教職員・保護者・地域が“安心”できる学校づくりを目指します。

子ども達が安全な環境において学び、学校生活を送ることができるために、一人ひとりの人権が守られ、周囲からも大切にされる学校であることや教職員のワークライフバランスが保たれる働き方が維持される学校であることが求められます。これらが、児童、教職員、保護者が“安心”できる環境づくりにつながるとともに、学校関係者だけでなくコミュニティに住む人々にとって、学校が“安心できる場所”(Safe place)としての役割を担っていくことだと考えます。令和8年度は特に、教職員の心理的安全性の確保に努め、互いに学びあい育ちあう組織風土を醸成し、ウエルビーイングの実現を目指します。

#### 【めざす学校像】

1. “安全・安心”が十分に維持・確保される学校 ⇒ 人権感覚の向上、危機管理の徹底、学校環境の保全を充実させます。
2. “子ども主体の学び”を実現する学校 ⇒ 教師主体の授業からの脱却、「教え」から「学び」への転換を図ります。
3. “安心できる場所”(Safe place)として開かれた学校 ⇒ 地域コミュニティの信頼に応える教育を推進し、秩序ある学校の確立を目指します。

#### 【育てたい子どもの姿】

- |             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| 1. 学習する子    | 基礎基本の定着、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図ります。 |
| 2. よく考える子   | “主体的・対話的・深い学び”の視点で、課題を解決する能力を育みます。 |
| 3. 思いやりのある子 | 相手の立場や気持ちを理解する見方、考え方、態度を育みます。      |
| 4. 自律ができる子  | 目標に向かい、見通しを持ち、社会で行動ができる力を育みます。     |

## (2)今年度の教育目標

### 「一人ひとりが主役となり、輝き続ける学校」

#### 【基本目標】

1. 自他の生命を大切にし、健康でたくましい子どもを育てる教育を推進します。
2. 安全教育の充実と安全な学校環境の確保及び、安全管理に努めます。
3. 人権感覚を高め、心豊かな人間性を育てる教育を推進し安心できる学校づくりを行います。
4. 学習指導要領の趣旨を理解し、「主体的・対話的・深い学びの授業」「誰もが分かる授業(個別最適の授業)」「探求学習(問題解決学習)」「体験学習」の確立をめざして教員の授業力の向上のための授業改善を推進します。また、情報活用能力の育成等に向けた ICT を活用による授業展開を行い、児童が目的意識を持ったタブレットの使用と新しい Hirakata 授業スタンダード(5つのC視点)を基に、「教え」から「学び」への転換を図ります。
5. 子ども達の自学自習力の育成と基礎・基本の定着を図る教育を推進し、家庭学習とシームレスにつなぐ学習活動を進めます。

#### 【基本方策】

1. 確かな学力と自立を育む教育の充実
2. 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
3. 教職員の資質と指導力の向上
4. 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
5. 幼児教育の充実
6. 社会に開かれた学校づくりの推進
7. 学びのセーフティネットの構築

## 【基本方策の重点目標】

### 1. 確かな学力と自立を育む教育の充実

学習指導要領の趣旨を踏まえ、求められる資質・能力の育成に向けて、ICT を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進すると同時に、教科や日常生活の中の問いや、地域・社会の本物の課題に向き合い自ら考え対処する課題解決型学習(PBL:Project Based Learning)など、子ども主体の学習活動を推進していきます。また、9年間を見通した教育課程を編成し、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小等の円滑な接続を踏まえ、教職員の指導力や学校力の向上を図ります。そのうえで、教育活動全体を通じて、幼児・児童・生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、目標をもち、自ら考えながら、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、よりよい社会を創っていくことができるようキャリア教育を推進します。

#### ①学習指導について

##### 1. 基礎・基本を身につけ、子どもたちが主体的に学ぶ授業の確立

- ・PDCA サイクルのもと、校内研修(パワーアップ研修)を中心とした授業改善を進める。
- ・Hirakata 授業スタンダード(5つのC 視点)に基づいた学習規律とゴール設定した授業方法に対して、タブレット端末機器を効果的に活用する。
- ・「学習・生活のきまり」の共通理解を図り、学校生活と学習に向かう姿勢を育む。
- ・学力調査等の課題から児童の実態を把握し、求められる認知能力を授業に取り入れる。
- ・授業の「めあて・まとめ・ふりかえり」を明確にし、「学ぶ楽しさと誰もが分かる授業」を確立する。
- ・経験の少ない教員の指導力の向上を図る。
- ・全ての教員の授業力の向上を図る。(相互参観週間の設定、全教員が指導案を作成し授業を公開する。)

##### 2. 学習指導要領の趣旨を理解し、「主体的・対話的・深い学びの授業」「誰もが分かる授業(個別最適の授業)」「探求学習(問題解決学習)」「体験学習」を進める。子ども達が「主体的に学ぶ」授業、言語活動を活発に行う授業のあり方について重点的に研究する。授業づくりでは、相手意識・目的意識の仕掛けが大切であり、もととなる単元計画づくりも進める。

- ・令和7年度 校内研究主題

#### 「私が考える 私が決める」

自信をもつことと自己調整・自己決定を繰り返すことで、自分自身(私)の力をつける。

そして、将来、社会で成長できる人 挑戦する人を育てる。

#### ②学習集団の育成

##### 1. 学習規律の確立

##### 2. グループやペアの活用(グループ学習に取組み、対話的な学びを深める。)

##### 3. 学習の見通しを持った授業計画(児童とともに単元計画を作成。単元のゴールの見通しを持った授業に取り組む。)

##### 4. 自学自習力の育成

○「家庭学習の手引き」の改訂や、タブレット端末の家庭学習での利用等、保護者とも連携して家庭学習の定着を図る。

○「基礎基本の定着」「自ら学び、自ら考える力の育成」「個を生かす教育の充実」を図ることを目的とし、担任と専科指導担当の教員が協力して、個人差に応じたきめ細かな指導に取組み、学習の形態は、子ども達の実態や単元・教材の特性を考え、指導方法を検討し、常に、一人ひとりの「自律できる生活」との結びつきを意識して取組み。

○子どもの成長段階に応じた、学年合同授業・ブロック合同授業・ローテーション授業・交換授業・教科担任制等を実践、検証しながら効果的な取組みを進める。

#### ③教育課程についての研究

1. 学習指導要領の定着を図り、「GIGA スクール構想の実現」に向けた「一人1台端末」等 ICT 活用環境が教育現場に不可欠になることを意識し、全教員が全ての教科において効果的活用を積極的に行う。特に授業改善に効果的な ICT(教育アプリ)の活用を図る。
2. 特別な教科「道徳」について、授業の進捗方法、評価の方法等、具体的な研究を深める。
3. 総合的な学習の時間での「探究的な学習」(問題解決学習)の実施。(子ども達が協力しながらプロジェクトに取り組む)
4. 食育・健康教育の継続
  - ・給食を教材にした食教育の推進と他教科との合同授業を実施する。
  - ・「早寝・早起き・朝ごはん」の推進。(自分の生活を見直し、生活を変える『実践力』の育成を図る)
  - ・自分の健康について知り、健康に生きる意識を高める。

#### ④「GIGA スクール構想の実現」に向けたタブレット端末など ICT 活用の研究と推進

1. 教科指導等におけるタブレット端末(アプリ使用)など ICT 機器の活用→(まなびポケット・ナビマ・リタリコ等)
  - ・デジタル教材を活用し各教科等の効果的に行う研究を行い、情報活用能力を育む。
  - ・自学自習の定着に向けた放課後学習や家庭学習におけるタブレット端末の効果的な活用。
2. 子どもたちの情報活用能力の育成及び情報リテラシー教育や各教科でのプログラミング教育を積極的に行う。

#### ⑤幼保こ小中連携推進での交流会

義務教育9年間を見据え、桜丘北保育園、桜丘小学校・桜丘中学校と連携し、人権教育・生徒指導・支援教育・学力向上等の取り組みを行う。

1. 「架け橋プロジェクト」のもと、桜丘北保育園と連携を図り、児童同士の交流、教職員同士の連携から、幼児教育からのスムーズな引継ぎや子ども理解に向けての共通理解を図る。
2. 中学校区合同研修会、2小学校合同研修会の実施、及び2小学校図書館司書の連携
3. 小中学校間の生徒指導の連携 及び、2小学校間での生徒指導の連携
4. 教育相談体制の充実・連携 中学校 SC、心の教室相談員との連携、SV、SSW、CSW 等の活用

## 2. 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。一人ひとりの個性や価値観、多様化する人権課題を身近に感じ、考える機会をつくることで全ての人の人権を尊重し、自他の生命を大切にすることを養います。また、子どもの健康に関する課題が多様化していることを踏まえ、健全な食生活の形成と健やかな体が育まれる環境づくりを推進します。

#### ①人権教育の充実

1. 教職員一人ひとりが高い人権意識を持ち、子ども達と関わり、誰もが安心できる学校づくりに努める。
2. 児童会活動等の自主的な活動を支援し、すべての児童が自他共に認め合える人権感覚を日頃より醸成することで、いじめに向かわない集団づくりを進める。
3. スクリーニングシートを活用し、児童の実態・状況把握に努め、人権に配慮したきめ細かな指導を行う。
4. 「いじめは許されない」という指導の推進と未然防止の為に組織的対応や集団作りを進める。
5. 生徒指導担当・特別支援コーディネーターが中心となり、「心の教室相談員」や中学校スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、教育相談体制の充実を図る。
6. いじめ不登校対策委員会や、セクシュアルハラスメント・体罰等相談窓口の相談機能の充実を図る。
7. 障害の有無に関わらず、全ての子どもが、日常的な関りの中で、お互いについての理解を深め、一人ひとりを尊重し、違いを認め合う態度を育む集団づくりを学校全体で進める。
8. 児童虐待の防止にあたっては、児童が相談しやすい体制を構築するとともに、児童や保護者の状況把握と、未然防止、早期

発見・早期対応に努める。

9. 性的マイノリティとされる児童についての理解を深め、個の状況に応じ、児童が相談しやすい環境を整えるとともに、心情に配慮した上で、児童が正しく理解できる教育に努める。
10. 日本語指導を必要とする児童については、当該児童の状況を踏まえ、生活言語はもとより学習言語としての日本語習得が図られるよう努める。
11. 平和教育の指導にあたっては、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保について児童に主体的に考えさせるよう努める。さらに国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けられるよう、平和教育を推進する。

## ② 道徳教育の充実

1. 道徳科の授業においては、児童が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己の人間としての生き方について考えを深められるよう、児童の実態に即しながら指導を工夫する。
2. 道徳教育の全体計画及び年間指導計画の作成に際しては、児童や地域の実態、学校の特色等を考慮し重点目標を定めた上で、各教科等における道徳教育に関わる指導内容及び時期を整理したものを別葉にして加え関連付けるなどして、年間を通して活用しやすいものとする。
3. 教科書を中心に、「夢や志をはぐくむ教育」「『大切なところ』を見つめなおして」(大阪府教育委員会)等の副教材も活用して道徳教育を推進する。
4. 保護者・地域(桜丘小、桜丘中を含む)と連携し、地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会と一体となった「心の教育」を進める。

## ③ 健康教育の充実

1. 学校全体で体育活動の活性化をめざすとともに、児童の運動習慣の確立のために、大阪府教育庁が作成した動画教材や「体育の授業がわかる簡単プログラム」「めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック」等の資料、「元気アッププロジェクト事業」を積極的に活用する。
2. 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図る。
3. 授業で使用する教材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行い、児童に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールや決まりを順守するよう徹底を図る。
4. 学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、食物アレルギー等に係る事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行える体制を整える。

## 3. 教職員の資質と指導力の向上

服務規律の確立を図り、保護者、市民の教育に対する信頼を高めると同時に、健康でやりがいを持って生き生きと勤務できるよう、業務量を適切に管理するとともに心理的安全性のある職場づくりを強化する等、「働きかた」「働きやすさ」の組織的な取り組みを推進します。また、学習指導要領の趣旨をふまえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や「カリキュラム・マネジメント」等の組織運営改善に係る教育課題に対応した研修やポータルサイトの活用促進などを通して、指導力の向上を図ります。

## ① 教職員の服務について

1. 教職員の不適切な言動が疑われる場合には、即座に組織的な未然防止、早期対応へとつながるよう、普段から教職員とのコミュニケーションを大切にするとともに、心理的安全性が高く、管理職への報告が適切に行われるような組織体制の構築を図る。
2. 服務に関する校内研修において、教職員の当事者意識が高まる工夫を図る。
3. ハラスメントの校内相談窓口を周知し、管理職以外の同席等、相談者が相談しやすい環境をつくる。

## ②業務改善と意識改革の推進

- 1.教職員が「働きやすさ」を感じ、安心して子ども達と関わるために、主体的な取り組み推進する。
- 2.「笑顔の学校プロジェクト」として、推進リーダーと各ブロックの担当者が交流会や定期的なフィードバックをもとに、「働きやすさ」の環境の構築に努める。
- 3.出退勤システムやストレスチェックの集団分析結果を活用し、**業務量管理と健康確保を徹底することで**、よりよい職場環境づくりに努める。
- 4.枚方市教職員メンタルヘルス相談窓口の周知や、校内における相談体制の明確化等、専門家との連携やラインケアの充実に努める。
- 5.教職員の健康の保持と労働安全衛生における意識を高めるため、衛星委員会の役割を果たす場を位置づける等、快適な職場環境形成を図る。
- 6.自校における働き方改革の取り組みについて、学校ブログ等で情報発信し、保護者、地域の理解を得て共に進める。

## ③教職員研修について

- 1.学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びにむかう力、人間性の涵養」が隔たりなく実現されるよう、単元や教材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を実施する。
- 2.校内研究・校内研修は、学校の課題や実態を踏まえ、学力向上推進担当者研修等の校内研修の内容を積極的に活用し、授業改善のための授業研究を中心に、組織的・計画的且つ、年間を通じて継続的に実施する。
- 3.「研修等に関する記録」を活用して、教職生涯を通じて探求心を持ちつつ主体的に学び続けることができるよう、研修履歴を活用し対話に基づく受講奨励に努める。
- 4.市教育委員会及び府教育庁が実施する研修だけでなく、全国教員研修プラットフォーム「Plant」や教員生涯学習プラットフォーム「OZONE-EDU」を活用し、学び続ける教職員を育成します。

## 4.「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

障害の有無にかかわらず、すべての児童・生徒が将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努め、その可能性を十分に引き出す効果的な指導・支援を行います。また、保護者、支援学校等の関係機関と連携し、支援が必要なすべての幼児・児童・生徒について全教職員の共通理解のもと、学校全体で支援教育の充実に取り組みます。

- 1.すべての教職員が支援教育に関する理解を深め、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう障害のある児童の学びの充実のため、支援教育ポータルサイトを活用する。**また、「枚方市支援教育サポートブック」を周知徹底し、専門性を高めます。**
- 2.すべての児童・生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」のを充実させるよう、計画作成や日々の指導までを一体でサポート、支援教育の質的向上をトータルでサポートできる「LITALICO 教育ソフト」の計画作成ツール、教材、研修動画を積極的に活用する。
- 3.合理的配慮の観点の踏まえた支援教育に取り組むため、タブレット等の ICT 機器を有効活用する。
- 4.障害のある児童の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任と通常の学級担任が連携するなど、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進する。
- 5.障害のある児童に必要な支援は、すべての児童にとっても効果的な支援となる視点から、通常の学級において、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりを進める。
- 6.支援学級において実施する特別の教育課程には、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るため、自立活動を編成する。また、各保護者とも連携の上、各教科の目標や内容を下学年に替える等、当該児童の障害の状況に応じて適切な教育課程の編成に努める。

- 7.支援学級における指導の内容及び指導時数については、当該児童の障害の状況に応じて一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えるものとし、学校と保護者・本人が十分に話し合い、合成形成を図る場を設ける。
- 8.支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての児童に対する指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実させる。
- 9.通級による指導については、その趣旨を踏まえて、適切な教育課程の編成に努めるとともに、通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室担当教員と通常の学級担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を図る。(令和8年度の通級指導教室設置に向けて取り組みを進める。)

## 5. 幼児教育の充実

幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、自立心や協同性、道徳性などの「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を実現するため、幼児一人ひとりの望ましい発達を育む創意工夫を生かした教育課程を編成し、より一層の幼児教育をめざします。また、幼児期(幼稚園・保育所(園)・認定こども園等)、児童期(小学校)の教育の円滑な接続・連携を図り、学びや発達の連続性を踏まえた取り組みを推進します。

- 1.幼児と児童の交流だけにとどまらず、幼保こ小連携担当者を中心に教員が連携し、合同研修会や授業参観等を実施し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校の教育課程等を共有するなど相互理解を深め、校区で作成した架け橋期のカリキュラム表を活用しながら、小学校教育との円滑な接続を図る。
- 2.障害のある幼児や配慮が必要な幼児について、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援の充実を図るため、適切な合理的配慮を提供することに加え、巡回相談等を有効活用する。

## 6. 社会に開かれた学校づくりの推進

幼児・児童・生徒が未来社会を切り開くための資質・能力を一層確実に育成することをめざし、幼児・児童・生徒に求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組みます。また、幼児・児童・生徒が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みの構築やコミュニティスクール等、学校園運営に地域住民や保護者が参画する体制のさらなる充実を図ります。

- 1.学校の教育計画(特に学校運営に係る経営方針及び重点目標)や学校が抱える課題、日々の教育活動や非常時における対応等について、学校ブログ等に掲載し、地域や保護者に対して、積極的に学校の取り組みや子ども達の状況等の情報の公表に努め、社会に開かれた教育課程と自律的な学校運営の実現を図る。
- 2.小学校における学校運営協議会委員や幼稚園、中学校における学校評議員等、地域とともにある組織の活性化につなげるために、委員の意見を学校運営に反映させるにあたって、委員による教育活動・授業の参観や、教職員等との対話・意見交換の機会を設ける。
- 3.保護者や地域住民との信頼関係を築きながら、学校の組織としての在り方の見直しや業務の改善を進めることで、「チーム学校」としての機能を果たす環境を構築する。
- 4.地域行事への積極的な参加・地域教育協議会、地域交流会、地域パトロール等に、教職員が積極的に参加、結びつきを深める。
- 5.地域人材による学校教育への協力(ボランティアの推進)や子ども達の安全確保の為に、見守り隊との連携を強める。

## 7. 学びのセーフティネットの構築

幼児・児童・生徒が安全で安心して学べる環境づくりに努めます。安全な学校園環境を保持するため、定期的な点検及び危機管理マニュアルの見直し等を行い、危機管理体制の確立を図ります。いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、学校園において誠実かつ丁寧に組織的対応を行います。また、不登校やひきこもり、児童虐待、幼児・児童・生徒の貧困等、支援を必要とする幼児・児童・生徒にかかわる様々な事象に対して、未然防止や早期対応ができるよう、情報の共有化を適切に進めるとともに、関係機関、地域とともに総合的な取り組みを進めます。

## ①安全について

- 1.安全な学校環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努める。
- 2.学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を実施するなど、常にその改善に努める。
- 3.実効性のある危機管理マニュアルとなるよう点検・見直しを行い、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底し、災害に備えた危機管理体制を確立する。
- 4.児童の発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実や実情に応じた防犯教育及び防災教育の充実に努める。

## ②生徒指導について

- 1.いじめ・暴力行為等の問題行動が発生したときは、適切に記録し、組織的な対応を行うとともに、市教育委員会に報告するよう留意する。
- 2.スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等、専門家と積極的に連携し、子どものアセスメントを深めるよう留意する。
- 3.事案等への対応においては、事実関係を正確に把握した上で、ケース会議を実施するなど方針を決定し、組織的な対応を行うよう留意する。
- 4.スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等、専門家との協働による家庭・地域への働きかけや、子ども家庭センターや警察棟の関係諸機関との適切な連携ネットワークの構築に努める。
- 5.児童・生徒の自己指導能力を育成するため、すべての児童・生徒への発達支持的生徒指導を推進する。
- 6.心の教室相談員、スクールカウンセラー、地域の人材等を活用し、子どもへの教育相談体制を充実させる。
- 7.不登校児童・生徒への対応にあたっては、不登校未然防止の観点から、日頃より学校・家庭・地域等が連携することの意義について広く周知するため、学校における不登校児童・生徒への対応方針を学校ブログに掲載するなどし、すべての児童・生徒が安心して過ごせるよう、魅力ある学校づくりを推進する。
- 8.不登校児童・生徒への対応方針については、「5つのレベルに応じた不登校対応例」を参考に進める。
- 9.不登校児童・生徒への対応にあたっては、児童・生徒のアセスメントを丁寧に行い、教育機会の確保を図るよう留意する。また、児童・生徒のアセスメントにあたっては、校内ケース会議等において養護教諭や支援教育コーディネーターなど多角的な視点から児童・生徒の状況を十分に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる支援体制を整える。
- 10.不登校が長期化している児童・生徒については状況把握に努め、定期的な安全確認を行う。
- 11.児童・生徒を対象にスクリーニングを実施する等、児童・生徒の些細な変化を教職員で共有できるよう取り組みを進めるとともに、不登校または不登校の兆しのある児童・生徒に対し、機を逃さず家庭訪問を行ったり、ICT 機器を活用するなど、児童・生徒とつながるよう、きめ細やかで適切な対応を図る。
- 12.魅力ある学校づくりの推進にあたっては、「分かりやすい授業の工夫」など日々の授業や特別活動に着目した取り組みを進める。
- 13.不登校児童・生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることに留意する。
- 14.個々の不登校の状態等に応じて、教育支援センターやフリースクール等の民間団体等と連携しながら、児童・生徒にあった支援につなげる体制を構築する。また、これらの機関や自宅等での学習の評価を適切に行い、その際、在籍する学校の教育課程上、適切と判断できる学習内容とすることや、保護者との十分な協力関係を保つこと、不登校児童・生徒本人との関りを継続する指導を進める。
- 15.「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校ブログ等を活用することで、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されな

い」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。また、毎年度、「学校いじめ防止基本方針」が実効性の高いものとなっているか見直しを図る。

16.児童会活動等の自主的な活動を支援し、すべての児童が自他共に認め合える人権感覚を日頃より醸成することで、いじめに向かわない集団づくりを推進する。

17.いじめ(インターネット・SNS を含む)については、研修等により教職員が正しい理解を深め、年度当初に児童・生徒や保護者に説明するとともに、啓発に努める。

18.生じたいじめに対しては、事実を可能な限り網羅的に把握した上で、迅速かつ適切に対応するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家との協働に努め解決を図る。